

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の制度が変わりました

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が延長され、緊急小口資金および総合支援資金(初回)を借り終えた方も対象になりました。また、自立支援金の初回の支給期間が終了した方で条件を満たす方は再支給が可能となりました。詳しくは、区HPをご覧ください。



初回支給、再支給共に**申請期限は3月31日(木)(消印有効)です**。詳しくは、下記へ問合せいただくか、区HPを確認いただき、該当する方はお早めに申請してください。

▶**問合せ** 台東区生活困窮者自立支援金コールセンター **TEL** 0120-300-131 (土・日曜日・祝日を除く午前8時30分~午後5時15分)

## 新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金特例貸付の償還に関する案内が送付されています

貸付を利用した方を対象に、東京都社会福祉協議会から貸付の償還に関する案内が順次送付されています。

償還免除にあたっては、免除申請・手続きが必要となりますので、案内を必ず確認してください。

▶**申請・手続きに関する問合せ** 東京都社会福祉協議会特例貸付事務センター **TEL** (6261) 4335 (土・日曜日・祝日を除く午前9時30分~午後5時30分)

▶**問合せ** 台東区社会福祉協議会 **TEL** (5828) 7547



## 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度・傷病手当金の支給

●**保険料の減免制度(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料)**  
**申請期限は3月31日(木)(必着)です。お早めに申請してください。**

|          |  |
|----------|--|
| 対象・要件    | ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者*1が死亡または重篤な傷病を負った世帯*2<br>②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者*1の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)が減少し、次の③④⑤すべて(介護保険料は③④)を満たす世帯*2<br>主たる生計維持者について、<br>③事業収入等のいずれかの減少額が前年*3の当該事業収入等の額の10分の3以上<br>④前年*3の合計所得金額が1,000万円以下<br>⑤当該事業収入等に係る所得以外の前年*3所得の合計額が400万円以下<br>※1、2…後期高齢者医療保険料、介護保険料は、※1を「その者の属する世帯の主たる生計維持者」、※2を「被保険者」と読み替えてください。<br>※3…前年とは、令和3年度分の保険料の場合は令和2年1月1日~令和2年12月31日までの1年間を指します。 |
| 減免される額   | 全部または一部(条件によります)   |
| 対象となる保険料 | 3年度分の保険料で、3年4月1日~4年3月31日の間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの<br>※2年度相当分の保険料の一部についても対象となる場合あり  |
| 申請方法     | 申請書等は区HPよりダウンロード可。ダウンロードできない場合は、郵送しますので各問合せ先へご連絡ください。  |
| 問合せ      | ・国民健康保険料 国民健康保険課資格係 <b>TEL</b> (5246) 1252<br>・後期高齢者医療保険料 国民健康保険課後期高齢者係 <b>TEL</b> (5246) 1491<br>・介護保険料 介護保険課資格・保険料担当 <b>TEL</b> (5246) 1246・1242   |

●**傷病手当金(国民健康保険・後期高齢者医療制度)**

**対象** 給与などの支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために就労できなかった方 **支給対象となる日数** 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の就労を予定していた日数

**支給額** 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数

**適用期間** 2年1月1日~4年3月31日(ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで)

**問合せ** 国民健康保険課給付係 **TEL** (5246) 1253

後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 **TEL** 0570-086519

## 令和4年度区民交通傷害保険加入者募集

加入者が車両による交通事故でけがをされた場合、入院・通院の治療日数と期間に応じた保険金を支払います。

また、国内で自転車または身体障害者用車いすの所有、使用または管理に起因して、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち上って電車等を運行不能にさせたこと等によって発生した損害賠償金を補償する「自転車賠償責任プラン」セットコースもあります。

2年4月に「東京都自転車条例(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)」が施行され、自転車利用者は、自転車事故に備えた保険への加入が義務化されました。自転車を利用する方は、自転車賠償責任プランセットコースへのご加入をおすすめします。

▶**コース等**

| コース | 一時払保険料 | 最高保険金額                               |
|-----|--------|--------------------------------------|
| XJ  | 1,400円 | 35万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)  |
| AJ  | 1,900円 | 150万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償) |
| BJ  | 2,500円 | 350万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償) |
| CJ  | 3,500円 | 600万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償) |
| A   | 900円   | 150万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)            |
| B   | 1,500円 | 350万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)            |
| C   | 2,500円 | 600万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)            |

(SJ21-07834 令和4年1月27日)

▶**対象** 4年4月1日現在、区内に住民登録のある方(年齢不問)

▶**保険期間** 4月1日午前0時~5年3月31日午後12時

▶**申込方法** 申込書に保険料を添えて下記申込場所へ

▶**申込書配布・申込場所** 区役所3階③番区民課、区民事務所・同分室、区内金融機関

▶**申込締切日** 3月31日(木)

※この案内は概要です。詳しくは、下記の引受保険会社か問合せ先へ。

▶**引受保険会社** 損害保険ジャパン(株) 東京公務開発部営業開発課 **TEL** (3349) 9666 (土・日曜日・祝日を除く午前9時~午後5時)

▶**問合せ** 台東区区民課

**TEL** (5828) 6446



## お知らせ

### 災害時に備えて「台東区避難行動要支援者名簿」を作成しています

災害対策基本法に基づき「台東区避難行動要支援者名簿」を作成しています。名簿は、年2回更新し、区内警察署、消防署、消防団、民生委員、町会に提供し、平常時の見守りや声掛け、災害発生時の安否確認や避難誘導などの支援に活用していきます。

▶**名簿登録対象** 区内在住で、次のいずれかに該当する方(施設入所者を除く) ①75歳以上の1人暮らし ②75歳以上のみの世帯 ③要介護3~5の認定を受けている ④身体障害者手帳の総合等級1・2級かつ下肢機能障害4級以上 ⑤体幹機能障害3級以上 ⑥移動機能障害3級以上 ⑦視覚障害1・2級 ⑧聴覚障害2・3級 ⑨愛の手帳1~3度 ⑩精神障害者保健福祉手帳1・2級 ⑪人工呼吸器使用者 ⑫その他特に支援を必要とする方

※対象の方には、制度の案内や申請書等を郵送します。

※対象の方以外(特に支援を必要とする方)で、名簿への登録を希望する方は、区HPをご覧ください。下記へお問合せください。

▶**問合せ** 危機・災害対策課 **TEL** (5246) 1092



## 「鹿沼市前日光あわの山荘」の利用について

4月1日(金)から利用料金に変更となります。

▶**主な利用料金**

ゲストハウス1人1泊4,000円、  
ログハウス1人1泊4,000円~

▶**休館日** 火~木曜日

▶**予約方法** 利用の3か月前の1日から7日前までに電話予約(先着順)

▶**支払方法** 利用日に現地で現金支払い  
※食事の提供なし。宿泊者は無料で「つつじの湯」利用可。

▶**申込み** 鹿沼市前日光あわの山荘 **TEL** 0289 (86) 7611

▶**問合せ** 台東区学務課 **TEL** (5246) 1422

鹿沼市観光交流課 **TEL** 0289 (63) 2303

## 男女平等推進プラザ「はばたき21」の各種事業の運営委員募集

▶**対象** 区内在住か(在勤(学)の方)

| 募集委員            | 活動内容                          |
|-----------------|-------------------------------|
| 男女平等推進フォーラム企画委員 | 「みんなのはばたき21フォーラム」の企画・運営       |
| 男女平等推進情報誌編集委員   | 情報誌「はばたき21通信」の企画・取材・原稿作成・編集   |
| コミュニティ・カフェ運営委員  | プラザ利用者の交流の場「コミュニティ・カフェ」の企画・運営 |

▶**募集人数** 各委員9人程度

▶**任期** 2年(4月1日~6年3月31日)  
※活動費の一部を支給します。

▶**選考方法** 書類選考・面接

▶**申込方法** 区役所9階⑥番人権・男女共同参画課か生涯学習センター4階男女平等推進プラザ等で配布する応募用紙に記入し下記問合せ先へ

▶**申込締切日** 2月28日(月)

▶**問合せ** 男女平等推進プラザ **TEL** (5246) 5816

## 江戸まち食通マーケット

台東区内の知る人ぞ知る「美味しい」お店が集結! アトレ上野20周年記念の期間限定マーケットです。

2022.2.24(THU)~27(SUN)  
10:00~21:00

(2月24日は13時から/2月27日は17時まで)

JR上野駅 中央改札外  
グラウンドコンコース

▶**問合せ** 産業振興課 **TEL** (5246) 1143

